

令和7年度福岡県訪問介護等 複数名訪問費用（介護報酬分）補助金

事業の目的

利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者による訪問介護等が必要な場合において、利用者等の同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為のため、介護報酬の加算等が適用できない場合に、介護報酬の加算等相当額の一部を補助することにより、訪問者等の安全確保及び訪問介護等の継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

交付対象

◆令和7年4月1日～令和8年3月31日までに実施する以下の事業

訪問介護等を行う福岡県内所在の事業所を運営する者が、利用者に対して複数名の訪問者による訪問介護等を行う事業

◆サービスの種類 介護保険を利用する訪問看護、介護予防訪問看護、訪問介護、夜間対応型訪問介護

◆申請受付期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月10日

要件等

- 利用者等による暴力行為等から訪問者等の安全を確保するため、複数名の訪問者による訪問介護等が必要であること。
- 複数名の訪問者等による訪問介護等を行うことに対し、利用者等からの同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為があり、介護報酬の加算等が適用できないこと。
- 福岡県が実施する在宅医療・介護事業所等の管理者及び従事者向けの暴力・ハラスメント研修を受講していること。
- 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員へ周知していること。

補助金の申請には、受講修了証の受領が必要となります。詳細は裏面をご確認ください。

補助対象経費

1 サービスの種類	2 補助基準額	3 補助率
訪問看護	30分未満	2分の1
	30分以上	
訪問看護 (看護補助者が同行する場合)	30分未満	
	30分以上	
介護予防訪問看護	30分未満	
	30分以上	
介護予防訪問看護 (看護補助者が同行する場合)	30分未満	
	30分以上	
訪問介護 (身体介護が中心である場合)	20分未満	
	20分以上30分未満	
	30分以上	
訪問介護 (生活援助が中心である場合)	45分未満	
	45分以上	
夜間対応型訪問介護 (随時訪問サービス)	—	

その他留意事項

募集期間内に受け付けた申請については、本県において審査し、採択の可否を決定します。その際、保険者に対して申請内容についての情報提供を行い、複数名訪問の必要性等についての意見を求めます。意見照会の結果によっては、不採択となる場合がありますので、御留意ください。



事務手続きのイメージ



手続きの流れ	① 補助金交付申請	② 意見照会	③ 意見回答
対応者	事業者	県	保険者

実施事項 必要書類 期間目安 など

- 交付申請様式一式 (様式1~1-5)
- 複数名訪問の必要性及び介護報酬助算等の同意を得ることが困難であることを協議した会議録等の写し
- 研修の受講修了証の写し (県のハラスメント対策研修) ★
- 支払先口座確認ができる書類
- 債権者登録申出書 (これまで県への口座登録がない場合のみ)
- 利用者等からの暴力ハラスメントに対する基本方針の写し

福岡県から保険者に対し複数名訪問補助についての情報提供・意見照会を依頼

保険者から福岡県に対して意見回答

★福岡県が実施する研修の動画はオンデマンド配信中です。配信動画を活用し、管理者の方と従事者の方が一緒に受講していただくことで、修了証発行の要件を満たすことができます。研修の詳細は県ホームページをご確認ください。

複数名で訪問する前に準備・県に提出

おおよそ2週間程度

補足	4月に複数名で訪問することが3月に決定した場合は、4月に入ってから交付申請を行う必要があります。	補助金の交付決定の時期に関わらず交付申請を行った日以降の複数名の訪問が補助の対象となりますが、審査の結果によっては、不採択となる場合がありますので、御留意ください。
----	--	--



手続きの流れ	④ 交付決定	⑤ 実績報告	⑥ 補助金の確定	⑦ 補助金交付
対応者	県	事業者	県	県

実施事項 必要書類 期間目安 など

交付決定通知書 (様式2) を事業者へ送付

- 実績報告書 (様式5)
- 経費所要額精算書 (様式5-2)
- 事業実績書 (様式5-3)
- 事業実績内訳書 (様式5-4)
- 訪問に行ったことが分かる書類等

例) 訪問介護等の実施記録書の写し
国保連に提出する請求書類 等

額の確定の通知を事業者へ送付

指定の口座に補助金を振込み

おおよそ2~3週間程度

複数名訪問終了後準備・県に提出

実績報告提出後おおよそ1か月半後

補足	交付申請の内容を審査し、適当と認められる際に交付決定の通知を行います。	事業者は、複数名訪問が終了したとき、その日から起算して1月を経過した日、又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、実績報告を行う必要があります。
----	-------------------------------------	---

注) 原則3か月間は補助の対象となりますが、年度を跨ぐ場合は、交付申請を2回提出していただく必要があります。(国や地方公共団体の会計年度については、法律でその会計年度が「4月1日から翌年3月31日まで」と規定されているため。)

